

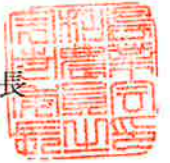
宇農委告示第4号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、愛媛県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年6月23日

宇和島市農業委員会会長



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
宇和島市吉田町河内甲 2276	樹園地	730	賃借権	樹園地	R8.11.1	5年	70,000円	佐々木隆史	口座振込
宇和島市吉田町河内乙 933-1	樹園地	3001	賃借権	樹園地					
宇和島市吉田町河内乙 933-3	樹園地	991	賃借権	樹園地					
宇和島市吉田町河内乙 941	樹園地	945	賃借権	樹園地					

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

整理番号	
------	--

(記載注意)

- (1) この各筆明細は、利用権の設定の当事者ごとに別表とする。
- (2) 権利設定の当事者の意向が明確である場合には、押印を省略することができる。
- (3) (D) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積が無い場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を() 書きで下段に2段書きする。なお、1筆の一部について利用権が設定されている場合には〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。
- (4) (E) 欄の「内容」は、当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (5) (E) 欄の「始期」は、原則として毎月1日、11日、21日のいずれかの日とする。
- (6) (E) 欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。
- (7) (E) 欄の「借賃の支払方法」について、第1回分の借賃の振込は、設定日が4月から9月までは翌年2月26日又は翌年2月20日とし、当該期間の月割金額とする。また、10月から翌年3月までは、翌年の8月26日又は翌年の8月20日とし、当該期間の月割金額とする。但し、自動口座振替を選択した場合は、2月20日は2月16日及び8月20日は8月16日とする。なお16日又は20日が休日にあたる場合は、翌営業日とする。
- (8) (F) 欄は、(A) 欄以外の権限者がいないときは記入を要しない。